

改 正 後	改 正 前
<u>第 1 施行規則第 6 条第 2 項及び第 6 条の 2 の 2 第 2 項の検査並びに施行規則第 6 条の 2 第 1 項及び第 6 条の 2 の 3 第 1 項の点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準のうち、昇降機に係るものは、次の各号に掲げる昇降機の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</u> 一 <u>籠を主索又は鎖で吊るエレベーター（次号から第四号までに掲げるものを除く。） 別表第 1(イ)欄に掲げる検査項目に応じ、同表(ロ)欄に掲げる検査事項（法第 12 条第 4 項の規定による点検を要するエレベーターにあつては、損傷、腐食その他の劣化の状況に係るものに限る。）について、同表(ハ)欄に掲げる検査方法により実施し、その結果が同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定すること。</u> 二 <u>油圧エレベーター（次号及び第四号に掲げるものを除く。） 別表第 2(イ)欄に掲げる検査項目に応じ、同表(ロ)欄に掲げる検査事項（法第 12 条第 4 項の規定による点検を要するエレベーターにあつては、損傷、腐食その他の劣化の状況に係るものに限る。）について、同表(ハ)欄に掲げる検査方法により実施し、その結果が同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定すること。</u> 三 <u>車椅子に座ったまま使用するエレベーターで、籠の定格速度が 15m 以下で、かつ、その床面積が 2.25m²以下のものであつて、昇降行程が 4m 以下のもの又は階段若しくは傾斜路に沿って昇降するもの 別表第 3(イ)欄に掲げる検査項目に応じ、同表(ロ)欄に掲げる検査事項（法第 12 条第 4 項の規定による点検を要するエレベーターにあつては、損傷、腐食その他の劣化の状況に係るものに限る。）について、同表(ハ)欄に掲げる検査方法により実施し、その結果が同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定すること。</u> 四 <u>階段若しくは傾斜路に沿って一人の者が椅子に座った状態で昇降するエレベーターで、定格速度が 9m 以下のもの 別表第 4(イ)欄に掲げる検査項目に応じ、同表(ロ)欄に掲げる検査事項（法第 12 条第 4 項の規定による点検を要するエレベーターにあつては、損傷、腐食その他の劣化の状況に係るものに限る。）について、同表(ハ)欄に掲げる検査方法により実施し、その結果が同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定すること。</u> 五 <u>エスカレーター 別表第 5(イ)欄に掲げる検査項目に応じ、同表(ロ)欄に掲げる検査事項（法第 12 条第 4 項の規定による点検を要するエスカレーターにあつては、損傷、腐食その他の劣化の状況に係るものに限る。）について、同表(ハ)欄に掲げる検査方法により実施し、その結果が同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定すること。</u> 六 <u>小荷物専用昇降機 別表第 6(イ)欄に掲げる検査項目に応じ、同表(ロ)欄に掲げる検査事項（法第 12 条第 4 項の規定による点検を要する小荷物専用昇降機にあつては、損傷、腐食その他の劣化の状況に係るものに限る。）について、同表(ハ)欄に掲げる検査方法により実施し、その結果が同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定すること。</u> 2 <u>前回の定期検査等以降に不具合が生じた昇降機にあつては、前項に規定する検査又は点検を行うほか、当該不具合に係る別表第 1 から別表第 6 までの(イ)欄に掲げる検査項目について、適切な方法により当該不具合に係る改善措置が講じられたかどうかを判定することとする。</u> 3 <u>特定行政庁は、第 1 項に規定する定期検査等の項目、事項、方法及び結果の判定基準について、規則で、必要なものを付加することができる。</u> 4 <u>法第 68 条の 25 第 1 項又は法第 68 条の 26 第 1 項による認定を受けた構造方法を用いた昇降機に係る定期検査等については、当該認定に当たって検査又は点検の項目、事項、方法又は結果の判定基準（以下この項において「認定検査項目等」という。）が定められている場合においては、前 3 項の規定にかかわらず、当該認定検査項目等によるものとする。</u> 第 2 施行規則第 6 条第 3 項及び第 6 条の 2 の 2 第 3 項の国土交通大臣が定める検査結果表のうち、昇降機に係るものは、次の各号に掲げる昇降機の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一 ～ 六 （略）	<u>第 1 定期検査等は、施行規則第 6 条第 2 項、第 6 条の 2 第 1 項、第 6 条の 2 の 2 第 2 項及び第 6 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、次の各号に掲げる別表第 1 から第 6 までの(イ)欄に掲げる項目に応じ、同表(ロ)欄に掲げる事項（ただし、法第 12 条第 4 項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）について、同表(ハ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ニ)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとし、併せて、前回の定期検査等以降に不具合が生じている場合にあっては、当該不具合に係る同表(イ)欄に掲げる項目に応じ、不具合の改善の状況等について、適切な方法により実施し、改善措置が講じられていないかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により定期検査等の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合（定期検査等の項目若しくは事項について削除し又は定期検査等の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。）にあっては、当該規則の定めるところによるものとする。</u> 一 <u>かごを主索又は鎖で吊るエレベーター（次号から第四号までに掲げるものを除く。） 別表第 1</u> 二 <u>油圧エレベーター（次号及び第四号に掲げるものを除く。） 別表第 2</u> 三 <u>車いすに座ったまま使用するエレベーターで、かごの定格速度が 15m 以下で、かつ、その床面積が 2.25m²以下のものであつて、昇降行程が 4m 以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの 別表第 3</u> 四 <u>階段及び傾斜路に沿って一人の者がいすに座った状態で昇降するエレベーターで、定格速度が 9m 以下のもの 別表第 4</u> 五 <u>エスカレーター 別表第 5</u> 六 <u>小荷物専用昇降機 別表第 6</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、法第 68 条の 25 第 1 項又は法第 68 条の 26 第 1 項に規定する認定を受けた構造方法を用いた昇降機に係る定期検査等については、当該認定に係る申請の際に提出された施行規則第 10 条の 5 の 21 第 1 項第三号に規定する図書若しくは同条第 3 項に規定する評価書又は施行規則第 10 条の 5 の 23 第 1 項第三号に規定する図書に検査の方法が記載されている場合にあっては、当該方法によるものとする。</u> 第 2 昇降機の検査結果表は、施行規則第 6 条第 3 項及び第 6 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、次の各号に掲げる昇降機の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一 ～ 六 （略）

別記第六号（A4） 検査結果表 (第1第1項第6号に規定する昇降機) (略) (注意) ① ～ ⑳ (略) ㉑ 6「上記以外の検査項目」欄は、第1第3項の規定により特定行政庁が検査項目等を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑤から㉑までに準じて検査結果等を記入してください。また、第1第4項に規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該認定検査項目等を追加し、⑤から㉑までに準じて検査結果等を記入してください。 ㉒・㉓ (略)	別記第六号（A4） 検査結果表 (第1第1項第6号に規定する昇降機) (略) (注意) ① ～ ㉑ (略) ㉑ 6「上記以外の検査項目」には、第1第1項ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第1第2項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第1第2項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し、⑥から㉑に準じて検査結果等を記入してください。 ㉒・㉓ (略)
--	--

附 則
この告示は、令和7年7月1日から施行する。